

在宅訪問薬剤管理指導の流れ

在宅訪問薬剤管理指導の業務内容

- ① 自宅までお薬をお届けし、個別に薬剤管理をサポートします。
- ② 中心静脈から投与する輸液や癌疼痛のための麻薬注射箋も取扱います。
(輸液の無菌調整に関してもお受けします)
- ③ 訪問時に得た患者情報と指導内容を文書にし、医師にフィードバックいたします。
- ④ 臨時処方にも対応いたします。
- ⑤ 退院時カンファレンスに参加させていただき(または情報提供していただき)、退院に向けての薬剤変更・準備、退院直後からの在宅薬剤サポートを行います。

薬剤管理指導を行う上で必要となる手続き・書類

- ① 初回訪問時に、診療情報提供書を薬局に郵送していただきます。
病院で決まった様式がない場合には、薬局でご用意いたします。
その後、定期的に提出していただきます。
(診療情報提供書を薬局に提出した場合、病院は月1回に限り診療報酬を算定できます。診療情報提供料 I :250点)
- ② 医師の訪問薬剤管理指導の指示を明確にするため、処方せんの備考欄に「在宅訪問薬剤管理指導(医療保険対象)」または「居宅療養管理指導(介護保険対象)」のコメントを記入していただきます。電話による口頭でもかまいません。

患者様の負担費用

- ① 医療保険対象者は月4回(ただし、高カロリー輸液投与やガン末期の場合、月8回)まで訪問薬剤管理指導を行えます。薬代とは別に訪問料金が発生します。
訪問料金は患者さまの負担割合により異なります。1割負担の場合、同一建物入居者以外の患者さまは1回650円、同一建物入居者は1回300円です。
- ② 介護保険対象者は月4回(ただし、高カロリー輸液投与やガン末期の場合、月8回)まで居宅療養管理指導を行えます。薬代とは別に訪問料金が発生します。
訪問料金は1回503円(同一建物入居者は1回352円)です。
- ③ 麻薬の処方がある場合は1割負担で1回100円別途料金が発生します。
- ④ 臨時処方の場合は、緊急訪問薬剤管理指導が月4回まで行えます。
これは介護保険対象者でも医療保険で利用することができます。1割負担で1回500円です。
- ⑤ 退院時共同指導料は1割負担で1回600円です。
- ⑥ 生活保護(12)、特定疾患(51)をお持ちの場合は、自己負担はかかりません。



〒253-0014 神奈川県茅ヶ崎市本宿町3番4号
TEL 0467-53-7667 FAX 0467-53-6393
URL <http://www.fraise-ph.com/>